

KG-SANKEN
DISCUSSION PAPER SERIES

KG-SANKEN No.5

米国、ECにおける知的財産権関連の独占禁止法違反事件での
救済措置(remedy)の現状と課題

European and American Approaches to Remedies for
Anticompetitive Abuses of Intellectual Property Rights

東海大学法科大学院
教授 鈴木 恭蔵

2009年4月

関西学院大学産業研究所

Institute for Industrial Research, Kwansei Gakuin University

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155

TEL: 0798-54-6127 FAX: 0798-54-6029

アドレス: sanken@kwansei.ac.jp URL: <http://kgsaint.kwansei.ac.jp/sanken.html>

米国、EC における知的財産権関連の独占禁止法違反事件での救済措置
(remedy) の現状と課題

European and American Approaches to Remedies for Anticompetitive
Abuses of Intellectual Property Rights

東海大学法科大学院 鈴木恭蔵

はじめに

1 米国、EU の救済措置について

(1) 米国の救済措置

(2) EC の救済措置

2 米国における主な知的財産権関連の反トラスト法違反事件と救済措置

(1) 主な知的財産権関連の反トラスト法違反事件概略

(2) 水平的制限 (カルテル) 事件 ([パテントプール、クロスライセンス])

(3) 独占化、独占化の企図に係る事件

(4) ライセンス規制

3 EC における主な知的財産権関連の EC 競争法違反事件と救済措置

(1) 知的財産権関連の EC 競争法違反事件概略

(2) 主な事件 [市場支配的地位の濫用 (EC 条約 82 条)]

4 米国・EC における救済措置の整理・分類

(1) 知的財産権関連の米国、EC 競争法違反事件における救済措置

(2) 救済措置の分類・整理

5 各救済措置に関する課題等

まとめ

※ 本稿は、日本学術振興会科学研究費 (基盤研究(C)) 補助金による研究プロジェクト
 (「知的財産権関連の独占禁止法違反事案に対する排除措置等のあり方」) の成果の
 一部である。そのプロジェクトは、関西学院大学経済学部 土井教之との共同研究
 である。

はじめに

(1) 知的財産権が関連する独占禁止法違反事件においては、知的財産権が法律上「排他的権利」を有するため、当該行為に対し独占禁止法を適用するに当たっては、他の場合と異なり実体法上のいくつかの問題があるが、さらに、違反行為を排除し、競争を回復するための措置をどのようなものにするかについても、知的財産権特有の性格により他の場合と異なる取扱いを考慮する必要がある。もとより、違反行為をどのように認定するかということと当該違反行為を認定した上でどのような救済措置を策定するかということとは密接な関連を有するが、他方で、両者は局面を異にすることでもある。本稿は後者に焦点を合わせ、知的財産権関連の独占禁止法違反事件において、競争を回復させるために効果的、適切な救済措置を探ることを目的とし検討したものである (1)。

そしてそのためには、まず、とりわけ知的財産権関連の独占禁止法違反事件の先例の多い米国、EU の違反事件における措置の実情とこれら措置に対する法律、経済上の論議を明らかにし、他方で、これら措置の影響、効果とを検証することが必要である。ただ、とりわけ最後の影響、効果の検証については、データ等の制約から限定的なものとなることが予想され、多くは定性的分析によることが考えられる。

(2) ところで、独占禁止法違反行為に対する措置としては各国とも概ね次のものがある。

- ①行政機関、裁判所が命ずる作為、不作為の義務付け
- ②行政機関が命ずる金銭の支払 (制裁金等)
- ③私人間 (又は政府・私人間) の訴訟における損害賠償
- ④刑事手続による刑事罰 (罰金等)

これらのうち、救済措置 (remedy) として上記のいずれを含むかについては様々な考えがあり得よう (3)

上記①、②はいずれも違反行為の中止及びその抑止を通して競争の回復を直接の目的とするものである (4)。③の損害賠償制度は、違反行為による損害を補てんするものであるが、違反行為を行えば、それにより得た利益を吐き出させることにより違反行為の抑止を通じて間接的に競争回復の手段にもなり得るものと考えられよう。④の刑事罰は、違反行為の抑止という目的を有するものの、直接的には違反行為に対する制裁である。

米国では **remedy** は広く考えられているものの、罰金は本質的には過去の違反行為に対する制裁であり競争回復の手段とか考えられていない。EC では、**remedy** とは侵害 (違法行為) を有効に止めさせるものであり、制裁や損害賠償は **remedy** に含まれないとし、後記制裁金も **remedy** には含まれないとする考えが強いが、ただ制裁金は将来の違法行為を抑止するという機能をも有しているのではないかと思われ、かつ、

remedy を「現在の」違法行為を止めさせることに限定する必要はないとも考えられる。

このため、本稿では救済措置 (=remedy) に含まれる上記措置として①、②、③とし (④の刑事手続を除く)、また、①のうち、行政機関が行うものを「排除措置」と称し、排除措置には、その内容により、i 行為に関するもの (違反行為の中止 (差止め)、強制実施許諾等) と ii 構造に関するもの (企業分割、知的財産の分割等) に分けられる。

(3) 以上により、本稿は、知的財産権が関連する独占禁止法違反事件における救済措置 (remedy) について、先ず、米国、EU の違反事件における救済措置の実情とこれら措置の課題、問題点等を明らかにするものである。

注 (1) 特許権、著作権は、いずれも「排他的権利」を有するものであり、知的財産権と称され、ノウハウ、トレードシークレット等は通常、知的財産「権」には含まれないが、本稿では便宜上、これらを含めて「知的財産権」と総称した。

(2) 独占禁止法に係る措置としては、同法違反事件に対する措置のほか、企業結合 (合併、株式保有等) において事前審査制度や事前相談制度がとられているものにつき、事前審査、事前相談の段階で競争当局が当該事案について独占禁止法上の問題を指摘し、当事会社が自発的に何らかの措置をとることがしばしば行われている。これらの措置の中には、競争者に対する株式の処分や知的財産権の譲渡等がある。しかし方向では独占禁止法違反事件に係る救済措置に限定した。

(3) “the OECD publication on Remedies and Sanctions in Abuse of Dominance Cases, DAF/COMP(2006)19, 15 May 2007”、The Section of Antitrust Law of the American Bar Association “Antitrust and Intellectual Property” The Intellectual Property Committee Newsletter, Fall 2004 Volume Five Number Two.

(4) わが国独占禁止法の課徴金制度 (7条の2) は、制度導入当初は、カルテルにより得た不当な利得の剥奪とそれによる違反行為の抑止を目的としていたが、その後、課徴金算定率の引上げ、加重・軽減措置及び減免制度の導入等により、違反行為の抑止効果に重点を置いた制度であるといわれている。EU の制裁金は当初から不当な利得のはく奪という目的は有しておらず、むしろその額が高額であることにより、制裁としての性格が強いとも考えられる。この意味で、刑事罰と機能は同じといえ、両者は行政手続と刑事手続の違いともいえよう。

1 米国、EU の救済措置について

(1) 米国の救済措置

ア 米国反トラスト法上の執行手続は、司法省の刑事手続による刑事罰のほか、衡平

法上の救済としての国(司法省)又は私人による差止請求訴訟手続による差止命令 (injunction)、損害賠償を求める私人又は国(司法省)の損害賠償請求訴訟手続による損害賠償、連邦取引委員会 (FTC) の行政手続による排除措置命令 (cease and desist order) とがある (5)。

イ 各種措置(6)

(ア) 差止命令

- ①衡平法上の差止命令請求訴訟とは、違反行為を中止させ、将来の違反を防止するために、違反行為者に対し一定の作為又は不作為を命ずる差止請求訴訟であり、命令の内容としては、協定の破棄、特定行為の禁止、株式の処分、原状回復、企業分割やライセンス契約における制限条項の破棄・削除等があり、裁判所は反トラスト法違反を認定した場合、裁量により適当かつ必要な命令を発することができる。
- ②司法省は、シャーマン法 4 条、クレイトン法 15 条に基づき、違反行為を排除するため差止命令を求めて民事訴訟を提起し、通常、シャーマン法 2 条違反行為や、垂直的制限行為について行われる。これら訴訟の大部分は同意判決により終結している (同意判決は当事者間では判決類似の拘束力を生じるが、別訴における違法性の推定効を有しない)。
- ③私人はクレイトン法 16 条に基づき、シャーマン法、クレイトン法違反により損失又は損害がもたらされる場合に、差止命令を求めて民事訴訟を提起することができる。

(イ) 損害賠償

- ①シャーマン法、クレイトン法違反により損害を受けた者 (私人) は、クレイトン法 4 条に基づき違反者に対し、損害賠償請求訴訟を提起し、受けた損害額 (実損) の 3 倍と適正な弁護士費用を含む訴訟費用を得ることができる。
- ②国が原告の場合も上記と同様 (同法 4A 条) であるが、1990 年までは国は実損を限度として損害賠償額を得ることができたが、同年以降、同法の改正により、私人の場合と同じく実損の 3 倍額を限度として損害賠償を請求することができる。

(ウ) 連邦取引委員会 (FTC) の排除措置命令

FTC は、連邦取引委員会法及びクレイトン法違反事件につき違反行為者に対し排除措置を命じることが相当であると判断した場合には、i 相手方と当該排除措置について合意した場合には同意命令 (consent order) により排除措置をとり、また、ii 合意がない場合には、FTC は審判を開始し、その結果審判官が仮決定 (initial decision) を行うことができる (連邦取引委員会法 5 条(2)(b))。

なお、仮決定につき、被審人、審査官が異議を申し立てないと仮決定が最終決

定 (final decision) となるが、異議が申し立てられると FTC が最終決定を下す。FTC は最終決定で違反事実を認定すると、被審人に対し排除措置を命ずるが、排除措置命令の内容は競争を回復するために適当・必要な措置であり、前記裁判所による差止命令とほぼ同様である。

(エ) 民事罰

FTC は違反状態の継続に対し、最終決定の受命者に対し民事罰 (civil penalty) を命じることができる。

(オ) パテント・ミスユース法理 (7)

① 上記手続、措置のほか、米国のライセンス契約のあり方を規制するものとして、パテント・ミスユース法理がある。米国の裁判所は民事的紛争を解決する際に、当事者間の衡平原則に留まらず、様々な公共政策的考慮を行うが、1920 年～30 年代にライセンス契約についても取引法上の一般原則を修正し、新たに創造された法理であるパテント・ミスユース法理によりライセンス契約を規律している。

パテント・ミスユース法理は、裁判所が救済を付与するに当たって、それを受ける者自身が不当な行為を行ってはならないとする原則を特許権に応用したものであり、衡平法上、特許はいかなる形で利用されるべきかという観点に立った裁判所の判断を基礎として形成されたものである。

② パテント・ミスユースの実質的なものとしては抱合わせであるが、さらに差別的ロイヤルティの設定、グラント・バック、過大なロイヤルティの設定、特許権消滅後におけるロイヤルティの徴収、強制的一括許諾等、反トラスト法上問題となり得る広い範囲に及んでいる。

1950 年代から 60 年代において、裁判所は反トラスト法上の適用除外は明文によるべきであり、その範囲を超えた場合には厳格な規制が行われるべきとし、このため、パテント・ミスユース法理が反トラスト法と実質的に関連を有し、さらに、1988 年の特許法 271 条(d)項の改正により、パテント・ミスユース法理と反トラスト法の範囲とが一致することになった。

③ パテント・ミスユース法理は、特許権者によるライセンシー等に対する特許侵害訴訟において、被告であるライセンシー等による抗弁であり、原告(特許権者)の行為がパテント・ミスユースに該当すると判断されると、原告は裁判上、自らの特許権を行使できない(特許権の使用差止めが認められないばかりか、そのロイヤルティ相当額を受け取ることができない)。

ウ 救済措置に対する司法審査の範囲等

(ア) 差止請求訴訟が提起された場合、裁判所は違反行為の有無を判断し、違反行為が存在する場合には、当該違反行為に対する差止措置の内容を策定する。この際

裁判所は、法目的実現の上での有効性の観点から当該違反行為を除去し競争を回復するための手段の選択につき、広範な裁量権を有し、また、当該措置の必要性、有効性に関して、訴追側又は裁判所が挙証責任を負うことはない。

(イ) FTC の排除措置命令に関する審決は、連邦控訴裁判所の司法審査の対象となるが、裁判所の審査権限は、当該排除措置命令と違反行為の間の合理的関連性の有無に限定され、また排除措置命令と違反行為との間の合理的関連性がないことの挙証責任は控訴人（被審人）が負う。

(2) EC の救済措置 (8)

ア EC 委員会、裁判所

(ア) EC 委員会

EC 委員会は EC 競争法(EC 条約 81 条[競争制限的協定等の禁止]、82 条[市場支配的地位の濫用])⁽⁹⁾に違反する行為があったときは、1962 年理事会規則 17 号(以下「規則」という)に基づき、正式決定として、最終決定(final decision)を発し、排除措置を命じ(cease and desist order)、かつ、制裁金(fine)を命じることができる(規則 3 条 1 項、規則 15 条)。EC 委員会は上記以外の正式決定として、緊急停止命令(interim order)、履行強制金を課す決定を発することができる。

(イ) 裁判所

欧州裁判所は、EC 委員会の決定を不服とする取消し訴訟について判断をすることと、EC 条約の解釈が加盟国裁判所における事件の審理において先決問題になっている場合にその解釈を行うことを目的として、第一審裁判所(the Court of the First Instance=CFI)(1989 年設立)と第二審裁判所である欧州司法裁判所(European Court of Justice=ECJ)からなる。

EC 条約上、加盟国裁判所は EC 委員会、欧州裁判所から独立して権限行使することができる。競争法違反事件において、損害を受けた者は加盟国裁判所に損害賠償請求訴訟を提起することができる。

イ 各種措置

(ア) 排除措置

EC 委員会は、EC 競争法違反があったときは、違反行為を終結させるため排除措置を命じることができるが、その内容は事案に応じて適切な事項を決定することができる。排除措置の内容としては、違法確認宣言(違反行為が既に終結、中止している場合)、不作為命令、将来にわたる作為命令(取引拒絶事件における取引の再開・継続を命じる)等多様である。

(イ) 制裁金

EC 委員会は、EC 競争法違反に対して、1000 ないし 100 万 EU 又は違反行為

者の前年度売上額の 10%のいずれか大きい額を上限とする制裁金を課することができる（規則 15 条）。この制裁金の額は、i 違反行為の行為類型、ii 行為の及ぼす影響の大小、iii 違反行為の性質（故意過失の有無等）、iv 調査への協力等を総合評価し決定される。

EC 委員会はさらに、手続違反（i 情報要求に対する不正確な情報の提供、ii 立入検査の拒否等）に対しても制裁金を課することができる。

(ウ) 緊急停止命令

EC 委員会は、i 違反行為に対して十分かつ明確な証拠があり、ii 放置すると最終決定までに競争秩序又は競争者に回復不能な重大損害（serious and irreparable harm）を与えるおそれがある（緊急性）場合、それを回避するために必要な措置を命じることができる。この場合の排除措置は現状維持を内容とする。

(エ) 履行強制金

EC 委員会は、排除措置（最終決定）に従わない名宛人に対し、1 日当たり 50 ないし 100EU の履行強制金（daily fine）を課することができる（規則 16 条）。

(オ) 損害賠償請求等

前記のとおり、競争法違反事件において損害を受けた者は加盟国裁判所に損害賠償請求訴訟を提起することができるが、この場合、二つの場合がある。1 つは、EC 競争法違反により不利益を受けたものに対し、加盟国裁判所が加盟国の救済手続により訴訟手続を行う場合と、他は、加盟国競争法違反として加盟国裁判所が加盟国の救済手続により訴訟手続を行う場合である。

前者の場合、加盟国法の救済手続規定に相違があるため、救済の内容、水準は加盟国により異なる。

後者の場合、加盟国競争法は、EC 競争法の適用、採られる措置の効果を妨げない限りにおいて加盟国法が適用される、すなわち、EC 競争法に違反する行為について、加盟国競争法で違法か合法かを問わず、EC 競争法に基づき違反とされ、あるいは加盟国競争法に基づき当該行為を違法とし措置をとることができる。EC 競争法に違反しない行為であっても、加盟国競争法で違反とし措置をとることもできる。ただし、いずれの場合においても、加盟国法の救済手続規定に相違があるため、救済の内容、水準は加盟国により異なる。

ウ EC 委員会決定に対する司法審査の範囲等

EC 委員会の決定等に対して、欧州裁判所は従来、EC 委員会の事実認定、法的判断につき相当程度の裁量に委ねてきた。ただ、この裁量の範囲については、裁判所の限定審査、総合的判断と呼ばれる深度の異なる司法審査が展開されてきた。過去の判例によれば、裁判所は当局の明白な誤りのみを限定的に審査すべきとし、市場

閉鎖効果の評価や契約の期間をめぐり判断した事例があるものの、他方で、裁判所は専門家による意見等に基づき、専門性を補うことにより法的・手続的な審査にとどまらず、総合的な審査を行った事例（合併審査）もある（10）。

このように、EC 委員会の決定に対する欧州裁判所の司法審査の範囲は必ずしも明確ではない。

注 (5) 村上政博「アメリカ独占禁止法」P23~P26 弘文堂(平成 11 年 4 月)

(6) 米国においては、反トラスト法上の措置として刑事罰、民事罰もあるが、これらは remedy とは区別されている（15 U.S.C.A §45(1)）

(7) 村上政博「特許・ライセンスの日米比較[第 2 版]」P171~P178、弘文堂(平成 10 年 1 月)、和久井理子『「特許の藪」時代のライセンス規制』P106~P109 公正取引委員会競争政策研究センター（2006 年 12 月）

(8) 村上政博「EC 競争法（EU 競争法）」P33~P40,P49~P55 弘文堂(平成 7 年 2 月)、ジョン・フランソワ・ペリス「EC 競争法」P27~P32,P42~P47 商事法務研究会(2007 年 11 月)

(9) 1957 年、仏独伊ベネルックス 3 国による EC 条約(欧州共同体を設立する条約=ローマ条約)が締結され、当初、共同体は EEC と称されたが、その後、1965 年の統合条約により EC に、1992 年のマーストリヒト条約により EU とされた。さらに、1999 年のアムステルダム条約により、上記ローマ条約の構成が大きく変化した。競争法関連では従来の 85 条が 81 条に、同 86 条が 82 条に変更されたものの、その内容に変更はない(越智保見「欧米独占禁止法の解説」P13~P15,P25~P27 商事法務研究会(平成 12 年 3 月))。その後、2007 年 4 月、EC 条約の大きな変更を内容とするリスボン条約が署名されたものの未だ発効していない。このため本稿は、現時点での EC 条約に基づくものとした。

(10) 市川芳治「EU 競争法Ⅲ（エンフォースメント）」P334 庄司克宏編『EU 競争法 実務編』 岩波書店（2008 年 4 月）

2 米国における主な知的財産権関連の反トラスト法違反事件と救済措置

(1) 主な知的財産権関連の反トラスト法違反事件

ア 水平的制限（カルテル）と独占化・独占化の企図

知的財産権関連の反トラスト法違反事件において、知的財産権の特質は考慮されるが、基本的に、知的財産権は他の財産権と同等に扱われる。

競争業者間で、製品の販売価格等を共謀し、それを隠蔽するため特許実施許諾の概観を装うことはシャーマン法 1 条違反となるが、実際にはこうした事例はほとんどなく、当該製品の製造に必要な不可欠な特許発明について製造業者間によるパテントプール、マルチプルライセンス、クロスライセンスが過去シャーマン法 1 条違反

とされている。

また、知的財産権は法律上「排他的権利」を付与されている特色があるため、シャーマン法 2 条の独占化、独占化の企図につき、知的財産権による独占力を有する事業者が、特許侵害訴訟や実施許諾の申出の拒絶を行ったとしても、それが直ちにシャーマン法 2 条違反となるのではなく、きわめて例外的な事情の下において 2 条違反とされている。

イ ライセンス規制

ライセンス規制は事業者間の特許実施許諾契約の制限条項を規制するため、パテント・ミスユースの法理により発展してきた。パテント・ミスユースは反トラスト法の垂直的制限の規制強化とともに規制が強化され、司法省は、垂直的制限条項のうち 9 種類のをシャーマン法上当然違法とする規制方針(「ナイン・ノー・ノーズ」)を明らかにしたものの、その後、1980 年代にはこれら制限条項を合理の原則により規制することとし、さらに 1995 年には、司法省、連邦取引委員会により特許権許諾の範囲をさらに拡大させた「1995 年知的財産権のライセンスに関するガイドライン」を公表した(11)。

(2) 水平的制限 (カルテル) に係る主な事件

[パテントプール]

①ゼニスラジオ事件 (パテントプール) (12)

[事件概要]

Hazeltine Research (X) は、ラジオ、TV 製造に関する米国特許を所有し、希望者に対し包括ライセンスのみを認めていた。Zenith Radio (Y) は米国内のラジオ、TV の製造業者であり、1959 年まで X から標準包括ライセンスを受けていたが、同年、その更新を拒絶した。当時、米国、カナダ、英国、オーストラリアにおいてラジオ、TV に係る特許のパテントプールが形成されており、これらパテントプールは自国内の製造業者のみに特許の実施許諾を行うこととし、外国からの輸入品を排除することを目的としていた。1959 年、X は Y に特許侵害訴訟を提起したが、Y は反訴においてパテント・ミスユースと当該パテントプールがシャーマン法 1 条違反するとして、各差止めと 3 倍額損害賠償を主張した。

[第一審の救済措置] (13)

包括ライセンスはパテント・ミスユースに該当し、損害賠償として 5 万ドルと差止命令として、i 他の特許のライセンスを受けることを条件としてライセンス許諾をすること、ii 特許でカバーされていない製品についてロイヤルティの支払を条件とした実施許諾をすること、iii 包括ライセンスのロイヤルティを個別ライセンスよりも有利に設定することを禁止。

パテントプールについてはシャーマン法違反とし、3500万ドルの損害賠償と輸出を妨害するいかなる取り決めにもYが参加することを禁止。

[第二審(控訴審)の救済措置] (13)

- i パテント・ミスユースにつき、損害賠償については原審を維持、差止命令は取消し。
- ii パテントプールについては損害の立証が不十分であるとし破棄、差止命令も取消し。

[最高裁の救済措置](14)

- i パテント・ミスユースについては、差止命令は反トラスト法に違反することが必要であり、反トラスト法違反が存在することと差止めが相当であるかにつき、控訴審に差し戻し(損害賠償は確定)。
- ii シャーマン法について、パテントプールがカナダ、英国、オーストラリア市場において、Yに損害が認められるため、この部分についての3倍額損害賠償を認め、輸出を妨害する共謀にYが参加しないことを求める差止命令は相当性がある。

[クロスライセンス]

②ナショナルリード事件(1947年) (15)

[事件の概要]

National Lead と競争業者2社は、チタニウム顔料・鉱物の製造・使用につき、クロスライセンスによるパテントプールと情報交換を行い、協定を締結した。

[地裁の救済措置]

- i 3社は、今後5年間、希望者に無差別で合理的なロイヤルティを条件としてライセンスを付与すること。
- ii National Lead は株式を含む財産を処分すること。その場合、事前に裁判所に計画の承認を得ること。
- iii 特許権の放棄は不要。

③ハートフォードエンパイア事件(1945年) (16)

[事件の概要]

Hartford-Empire ほか2社はガラス容器の自動製造機械の製造業者であり、3社はこれら機械のパテントプールを形成するとともに、さらに他の競争者4社とクロスライセンスを行い、ガラス容器の製造・使用分野を割当て、非特許製品であるガラス容器の価格を維持した。

[最高裁の救済措置]

Hartford-Empire は希望者に対し、標準料率のロイヤルティによりライセンスすること。

[マルチプルライセンス]

④ベッサー社事件(1952年) (17)

[事件の概要]

コンクリートブロックの製造機械の 65%以上のシェアを有する **Besser Manufacturing** は、他の競争者とともに同機械の特許権をライセンスすることを禁止した。

[地裁の救済措置]

- i ベッサー社は競争者の株式を処分すること。
- ii ベッサー社等は、希望者に、標準的・合理的なロイヤルティで特許権の実施許諾をすること。合理的なロイヤルティを決定するために、ベッサー社と政府から各 2 名からなる委員会を設置し決定し、同委員会ですまらぬ場合には裁判所判事がその内容を決する。
- iii ベッサー社製機械を賃借している賃借人は、1951 年までに、当該リース契約を取り消すことができる。

(3) 独占化、独占化の企図に係る主な事件

①コダック事件 I (1954年)(18)

[事件の概要]

フィルム販売市場で 90%のシェアを有しているコダック社が、カラーフィルム販売と現像処理を抱き合わせたとしてシャーマン法 1 条、2 条違反として提訴された。

[地裁（同意判決）の救済措置]

- i コダック社はフィルムと現像処理を抱き合わせたり、現像処理にフィルム販売を抱合わせしてはならない。
- ii コダック社は、カラーフィルムの現像とそのための装置、設備の製造・使用・販売に関する特許権につき、希望者に、非排他的かつ無差別にライセンスすること。
- iii コダック社は、現像処理を希望する顧客に対し、現像処理の説明書、現像方法を提示し、技術者を派遣し、現像処理に必要な設備装置の建設・製造のための機材の提供、必要な化学品・材料を販売しなければならない。
- iv コダック社は、フィルム価格には現像処理費用は含まれていないことをフィルム販売業者に通知しなければならない。
- v 本判決の遵守を監視(*monitor*)するために、司法省は被告の帳簿等を閲覧することができ、被告は本判決で命じられた事項に関する報告書を司法省に提出しなければならない。

[控訴裁判所の救済措置] (19)

コダック社の提訴につき、フィルム市場に変化が生じたことが認められるため、被告に対する 1954 年命令を取り消し、事件を終結させる。

②コダック社事件Ⅱ(20)

[事件の概要]

コダック社は、フोटocopier機を製造販売し、それらの保守サービスを提供し、交換部品を販売している。同社は独立系保守サービス業者に対抗するため、自己のサービスを利用する顧客に対してのみ交換部品を販売し、また交換部品製造業者に交換部品を販売しないようにしたため、シャーマン法 1 条、2 条違反として提訴された。

[控訴裁の救済措置]

- i コダック社は今後 10 年間、合理的かつ無差別な条件で、独立保守サービス業者に交換部品を販売しなければならない。
- ii コダック社は、最近 5 年間の同社の顧客に対し、同社が裁判所から独立保守サービス業者に交換部品を販売するよう命じられたことを通知しなければならない。
- iii 損害賠償は認められない。

③マイクロソフト社事件

1995 年事件(21)

[地裁（同意判決）の救済措置]

i PC メーカーとのライセンス契約に関連して

- (i) MS 社は、PC メーカーに対し、PC の出荷台数に応じてライセンス料を支払うことを義務付けることを禁止。
- (ii) MS 社が、PC メーカーに対し、一定額のライセンス料を支払わせ、契約期間内の OS 使用が当該一定額に満たない場合、余った金額を次期契約期間の OS 使用に繰り越すことを禁止。
- (iii) MS 社が、他の製品のライセンスを条件とすることを禁止(ただし、統合商品の開発は妨げない)。

ii 独立系応用ソフト(AP)開発メーカーとのライセンス契約に関連して

- (i) AP メーカーに対し、OS の試作品を提供する際、一般向けに販売した以降も守秘義務を課すことを禁止。
- (ii) AP メーカーに対し、競合 OS や AP の開発のために、漏洩に該当しない範囲での秘密情報の開示を制限することを禁止。

1997 年事件(22)

司法省は、MS 社が、新たに開発した OS のウィンドウズと、ブラウザ(インタ

一ネットエクスプローラー=IE)を一体化させ、同時にインストールすることを義務付けたことが、上記 95 年判決に違反するとして提訴。

地裁は、ウィンドウズと IE との分離提供を命ずる差止命令を発出。控訴審は、ウィンドウズと IE との同時インストールは 95 年判決にいう統合商品に該当するとして、(1995 年事件) 同意判決違反ではないとし地裁の差止命令を取り消した。

1998 年事件

[事件の概要]

司法省は、MS 社が PC メーカーとの間での OS と IE の抱合わせの合意、オンラインサービス業者との間での他社製ブラウザの取扱いの禁止はシャーマン法 1 条に違反し、インテル互換 PC 用 OS 市場の独占化の行為とブラウザ市場の独占化の企図の行為はシャーマン法 2 条に違反するとして提訴。

[地裁の救済措置](23)

排他的取引の合意を除き、司法省の主張を認め、MS 社に OS 事業部門と AP 事業部門とを独立した 2 社の会社に分割することを命じた。

[控訴審の判断](24)

地裁判決のうち、インテル互換 PC 用 OS 市場の独占化については地裁判断を支持したものの、ブラウザ市場の独占化の企図については違反無しと自判、抱き合わせについては破棄、MS 社の OS 事業部門と AP 事業部門とに分離する命令については、地裁は当該命令につき十分な理由を示していないこと、違法判断につき大きな変更があったことにより、その全部につき破棄、差戻しを行った。

[差戻し審(同意判決)の救済措置](25)

- i MS 社は、PC メーカーによる MS 製プラットフォームソフトウェア(OS とミドルウェア(IE、ウィンドウズ・メディア・プレーヤー等))と競合するソフトウェアの開発、使用、ライセンス等、及び MS 製 OS とそれ以外の OS を組み込んだ PC の販売を理由として、従来の取引関係を変更してはならない。
- ii MS 社の PC メーカー向け OS 製品の販売、ライセンス等は、統一的条件による統一ライセンスによらなければならない。
- iii MS 社は、PC メーカーが他社製ミドルウェアをインストールすることを制限してはならない。
- iv MS 社は、ウィンドウズ XP 向けサービスパックの販売に当たって、ウィンドウズ OS 製品との相互運用(interoperating)の目的のために、MS 製ミドルウェアでのアプリケーション・プログラミング・インターフェイスや関連文書を独立系ソフトウェア業者や PC メーカーに開示しなければならない。
- vi MS 社は、ウィンドウズ OS 製品と相互運用の目的で OS 製品で実行され、相互運用されているプロトコルを合理的かつ無差別の条件で、第三者にライセン

スしなければならない。

- vii MS 社は、独立系ソフトウェア業者が競合プラットフォームのソフトウェアを開発、販売することを制限・報復してはならない。
- viii MS 社は、独立系ソフトウェア開発業者や PC メーカー等に対し、MS 製プラットフォームソフトウェアを排他的または一定割合で使用、販売すること又は競合ソフトウェアを使用、販売しないことを条件とする契約を締結してはならない。
- ix MS 社は、ウィンドウズ XP 向けサービスパックを販売するに当たって、最終ユーザーや PC メーカーに対し、MS 製以外のミドルウェア製品へのアクセスを自由にできるようにしなければならない。
- x MS 社は、独立系ソフトウェア開発業者や PC メーカー等が、本判決の各条項を実施する範囲内で、MS が所有する知的財産権を、合理的かつ非差別的条件下でライセンスしなければならない。
- xi MS 社は本判決の遵守を監視(monitor)するため、地裁が任命する 3 名の専門家による独立委員会を設置し、同委員会は必要な調査を行い、本判決違反に対し勧告するものとする。

(4) ライセンス規制

[抱合わせ]

① インターナショナル・ソルト社事件(1947 年) (26)

[事件の概要]

International Salt 社は産業用塩の製造業者であり、塩製品製造用機械についての特許を有している。同社はこれを大部分リースで貸し出し、その際、賃借人に対し当該機械で使用する塩を同社から購入することを義務付けていた。

[最高裁の救済措置]

インターナショナル・ソルト社は、関連する特許機械につき、利用希望者に、リース、販売又はライセンスで、無差別の条件(価格、ロイヤルティ等)で供給しなければならない。

[ライセンスの使用地域制限等]

② ピルキントン社事件(1994 年)(27)

[事件の概要]

英国のガラスメーカー Pilkington 社とその子会社は、フロートガラスの製造工程に関する特許を取得し、全世界のガラスメーカーにライセンスをしたが、これらの大半は失効していたにもかかわらず、ライセンシーに対し、地域、サブライセンスの供与を制限していた。

[同意判決の救済措置]

- i ピルキントン社はフロートガラス生産のライセンスをするに当たって、顧客、

地域等の制限をすることを禁止(米国のライセンシーが、他国でのフロートガラス生産施設の建設に参加することを妨げることを禁止)。

- ii ピルキントン社が、米国内でフロートガラスの製造を制限する効果を有する外国会社とのライセンス契約を締結すること禁止。
- iii ピルキントン社が、米国向けフロートガラスの輸出を制限する契約を締結することを禁止

注(11)同ガイドラインは各制限条項につき、競争促進効果と競争制限効果とを列挙するにとどまり、ライセンス契約における各条項の違法性判断を示したものではないとする批判がある(前掲(5) 村上政博「アメリカ独占禁止法」P220。

(12) Zenith Radio Corp. v. Hazeltine Research Inc., ET AL. 1969 U.S. LEXIS 3305; 1969 Trade Cas.(CCH)P72800

(13) Zenith Radio Corp. v. Hazeltine Research Inc., ET AL. 89 S.Ct.1562; 23L. Ed.2d 129

(14) Zenith Radio Corp. v. Hazeltine Research Inc., ET AL. 395 U.S. 100(1969)

(15) United States v. National Lead Co., (1947)

(16) Hartford-Empire Co. v. United States, 323 U.S. 386(1945)

(17) Besser Manufacturing Co., v. United States, 96 F.Supp 304(E.D.Mich.1951), aff'd 343 U.S. 444(1952)

(18) United States v. Eastman Kodak Company. Civil Action No.6450. 1954 U.S.Dist.LEXIS 3747

(19) United States v. Eastman Kodak Co., 63 F.3d 95 [2d Cir. 1995]

(20) Image Technical Services v. Eastman Kodak Co., 125 F.3d 1195 [9th Cir.1997]

(21) United States v. Microsoft Corp., 56 F.3d 1448 [D.C.Cir.1995]

(22) United States v. Microsoft Corp., 147 F.3d 935 [D.C.Cir 1998]。判決紹介として、松下満雄「マイクロソフト社の反トラスト法違反事件」P573 国際商事法務 Vol.26, No6(1998)

(23) 事実認定判決 (United States v. Microsoft Corp., 65 F.Supp.2d 1(D.D.C.1999))、違法判断判決 (United States v. Microsoft Corp., 87 F. Supp.2d 30(D.D.C.2000)) を経て終局判決 (United States v. Microsoft Corp., 97 F. Supp. 2d 59(D.D.C 2000)) Trade Cas.(CCH)72154[D.D.C.1998]、1998-2 Trade Cas.(CCH)72261[D.D.C.1998]

判決紹介として、荒井弘毅「マイクロソフト訴訟の地裁救済措置について」公正取引 604号 P78 (2001.2)、

(24) United States v. Microsoft Corp., 253 F.3d 34 (C.C.Cir. 2001)。判決紹介として、荒井弘毅「マイクロソフト控訴審判決の検討」公正取引 610号 P77 (2001.8)

(25) Final Judgement (November 12, 2002)。1998年事件の各判決紹介としては、根岸哲「マイクロソフト事件—独禁法適用の適切性・有効性」公正取引 627号 P38 (2003.1)

(26)International Salt Co., v. United States, 332 U.S.392(1947)

(27)United States v. Pilkington plc, Cir No94-345[D. Ariz. Filed May 25,1994]

3 ECにおける主な知的財産権関連の EC 競争法違反事件と救済措置

(1) 知的財産権関連の EC 競争法違反事件概略

ア EC 裁判所は、後記マギル社事件判決までは、①知的財産権を所有していること自体は市場支配的地位を有することにはならない、②市場支配的地位を有する事業者が知的財産権を行使することは必ずしも濫用行為には該当しないとしていたが、他方で、市場支配的地位を有するものによって、競争者を排除するためにその地位の濫用の道具として知的財産権を行使する行為は濫用行為に該当することがあり得ることを一般論として認めていた。

そして、その場合の基準として、

①情報が不可欠施設に似た性格のものであること

②取引拒絶につき、正当なビジネス上の理由がないこと

③取引拒絶により、消費者にとってよりよい商品・サービスの提供が拒まれることになること

を挙げている。

イ また、EC 条約は EC 域内の市場統合を理念とし、共同体市場での商品、サービスの自由な移動を制限する行為を禁止し (EC 条約 30 条)、当該制限が恣意的で差別的な手段や偽装的な制限を禁止している (同条約 36 条) (商品の自由移動の原則)。

ここから、知的財産権の行使についても、加盟国ごとに付与された独占ライセンスによって、同一ブランド品の製造販売が加盟国ごとに分断されることについても規制される。

他方で、EC 条約 81 条 3 項は、81 条 1 項に該当する協定等のうち、EC 委員会が一定の要件に該当する認めたものについては、その適用を免除できるとする。適用免除には個別適用免除と一括適用免除とがあり、知的財産権関連のものとして、特許ライセンス契約、ノウハウライセンス契約が一括適用免除されている。

これは、市場統合の段階に応じて、とりわけ排他的ライセンス等を厳しく規制すると、ライセンシーの投資意欲を妨げ、EC への技術移転を妨げるためとされる (28)。

(2) 主な事件

[市場支配的地位の濫用 (EC 条約 82 条)]

①ヒルテイ事件 (29)

[事件の概要]

Hilti は、建設業者向けの欧州最大の打込み銃の製造業者であり、そのシェアは 55%であった。この打ち込む銃の使用に当たっては、カートリッジ容器(釘の弾倉)と釘が必要であり、Hilti はこのうちカートリッジ容器につき特許権と著作権を有していた。Hilti は、この販売に当たって、①釘とカートリッジ容器を抱き合わせ、②カートリッジ容器のみを購入する顧客に対しては割引リベートを減らしたり、差別的取引条件を課し、また、ライセンスを阻止したり、遅延させ、86 条 (現 82 条) に違反した。

[EC 裁判所 (ECJ) の救済措置]

(本判決に先立ち、Hilti は英国特許庁から、カートリッジ容器のライセンス希望者に対して、同等の条件でライセンスすることとされ、カートリッジ容器の著作権を放棄するとした)

- i ヒルテイ社に対し、600 万 ECU の制裁金を課す。
- ii ヒルテイ社は、いまだ取止めていない上記行為を直ちに止めなくてはならない。
- iii ヒルテイ社は、上記違反行為を繰り返すことを禁止し、また、それらと同様の効果を有する行為を差し控えなければならない。

②マギル社事件⁽³⁰⁾

[事件の概要]

アイルランド、北アイルランドでは、英国の TV 放送局 (BBC、RTE、ITP) の視聴が可能であり、これら 3 社は各自自社のチャンネルの放送番組を掲載したテレビガイドを出版していた。アイルランドのテレビガイド発行会社 Magill は、上記 3 社に各局の番組の著作権のライセンスを申し出たが、3 社からこれを拒絶された。このため同社は、3 社の許可を得ず、上記 3 社の番組を網羅した週間テレビガイドを出版したため、3 社は、Magill のテレビガイドの出版差止めを求めてアイルランド裁判所に提訴。アイルランドの裁判所は 3 社の請求を認めたため、同社は EC 委員会に申立を行い、EC 委員会は、3 社の行為は 82 条に違反するとした。

[EC 裁判所 (ECJ) の救済措置]

- i 3 社は、上記違法行為を直ちに止めなくてはならない。また、希望者には、無差別の条件で、週ごとの番組リストを提供し、その再生を認めなくてはならない。
- ii 3 社がライセンスにより番組リストを提供し、再生を認める場合、ロイヤルティは合理的なものでなければならない。この場合、包括的かつ品質の高い番組リストを保障する必要があると考えられる条件を含む。
- iii 番組リストを出版することが認められると 3 社が考える条件については、

EC 委員会の承認を要する。

③マイクロソフト事件

[事件の概要] (31)

EC 委員会は、MS 社が、ウィンドウズ OS 搭載の PC と非 MS 製のワークグループサーバーとの相互運用性 (interoperability) を制限し、またウィンドウズ OS とウィンドウズ・メディア・プレーヤーとの抱き合わせを行い、市場支配力を濫用し、82 条に違反するとした。

[EC 委員会の排除措置] (31)

i MS 社に対し、4 億 9700 万ユーロの制裁金を課す。

[相互運用性について]

ii MS 社は、非 MS 社のワークグループサーバーがウィンドウズ OS を搭載した PC と MS 社のサーバーとの相互運用生を実現できるように、完全。正確なインターフェイス文書を開示しなければならない。このインターフェイス情報が知的財産権により保護されるものである場合には、MS 社は合理的な対価を得ることができる。

[抱き合わせについて]

iii MS 社は、ウィンドウズ・メディア・プレーヤーが組み込まれていない(アンバンドルな)バージョンのウィンドウズ OS を、PC メーカーに供給しなければならない。

iv MS 社は、上記アンバンドルなバージョンの OS の価値を現する効果を有する商業的、技術的契約を締結してはならない。

v EC 委員会は、本決定の有効な履行を確保するため、監視受託者 (Monitoring Trustee) を任命する。同受託者は、インターフェイス情報の開示が完全かつ性格であるか否か、また 2 つのバージョンのウィンドウズが性能面で同等であるか否かを監視する。

(監視受託者は、その後、相互運用性に関して、MS 社が開示した「技術文書」の基本的考え方、説明のレベル・詳細さに対し不備があると思われる、MS 社以外のソフトウェア開発者は開発作業を進行することができないとの報告書を取りまとめ、EC 委員会に提出したため、EC 委員会は 2008 年 2 月、MS 社に対し、8 億 9900 万ユーロの強制履行金を課した)

[EC 裁判所 (CFI) の救済措置](32)

i EC 委員会が必要とした相互運用性のレベルには十分な根拠があり、相互運用性の確保のレベルと EC 委員会が命じた措置の間に矛盾はない。

ii 知的財産権を有する市場支配的事業者の第三者に対するライセンス拒絶は、支配的事業者による濫用行為に該当する場合があります、本件 MS 社

の通信プロトコール使用に関する知的財産権のライセンス拒絶は明らかにこれに該当する。

- iii 抱合わせに関する EC 委員会の決定、排除措置は適切である。
- iv EC 委員会が命じた監視受託者に関する部分のうち、監視受託者に情報、ソースコードのアクセスを認める義務を MS 社に課すこと及び監視受託者の費用を MS 社に負担させるとする部分は、EC 委員会の権限を越えるものであり、この部分について EC 委員会の決定を取り消す。

注 (28) 前掲(8)村上政博「EC 競争法 (EU 競争法)」

(29) Hilti AG v. Commission 「1991」 ECR I - 439、[1992] 4 CMLR 16

(30) Radio Telefis Eireann(RTE) and Independent Television(ITP) v. Commission(Magill TV Guide) [1995] ECR I - 743 [1995] 4 CMLR 718、BBC v. Commission [1991] ECR I - 535。判決紹介として、根岸哲「テレビ番組リストの利用許諾拒否と支配的地位の濫用—EC 独禁法 86 条と国内著作権の行使」公正取引 504 号(P62)(1992・10)

(31) Commission Decision of March 2004, relating to a proceeding under Article 82 of the EC Treaty(Case COMP/C-3/37.792 Microsoft)。EC 委員会決定の紹介として、公取委国際課「欧州委員会、マイクロソフトに対する審査を終了し、是正措置命令及び制裁金を課す」公正取引 642 号 P70(2004.4)

(32) European Court reports 2007(2007 ECJ EUR-Lex LEXIS 2620)

4 米国・EC における救済措置の整理・分類

(1) 知的財産権関連の米国、EC 競争法違反事件における救済措置

知的財産権関連の米国、EC 競争法違反事件は上記のとおりであるが、米国では多くの事件があり、その内容も水平的制限、独占化・独占化の企図、ライセンス契約と多様であり、それに伴い救済措置も多様なものがある。これに対し、EC では、米国に非指示件数も少なく、その内容も市場支配的地位の濫用行為(82 条)に係るものであり、救済措置の種類も限定されている。

(2) 救済措置の分類・整理

ア 上記事例につき、分類整理すると以下のとおりである。

(ア) 違反行為の取止め(差止め)(不作為命令)

すべての事件で、競争を回復するために違反行為の取止めが命ぜられており、中には、当該違反行為の繰り返しやそれと同等の効果を有する行為を将来にわたって禁止を命ずるものがある(EC ヒルテイ事件)。

(イ) 違反行為者に対して、何らかの作為を命ずる (作為命令)

違反行為者に対し、競争を回復するための作為命令の内容としては多様なもの

がある。

①強制実施許諾

希望者に対し、合理的・無差別な条件（ロイヤルティの率等）でライセンスを命じる。こうした事例は、米国では、パテントプール、マルチプルプール、クロスライセンス等の水平的制限に係る事件においては基本的、かつ有効な措置とされている⁽³³⁾が、最近の独占化・独占化の企図（ECでは市場支配的地位の濫用）に係る事件（米国コダック I 事件・MS（1998年）事件、EC マルギル事件・MS 事件）やライセンス契約に係る事件（米国インターナショナル・ソルト事件）においても競争を回復するための措置として違反行為者に命ぜられている。

この場合、「無差別」なロイヤルティ等の条件としては、標準的（又は統一的）条件としているが（米国ハートフォードエンパイア事件・ベッサー社事件・MS（1998年）事件）、「合理的」な条件については、それを検討するため違反行為者と政府（司法省等）の専門家からなる独立した組織体を設置し、そこで決定すること（米国ベッサー社事件・MS（1998年）事件）や裁判所の承認を求めることとする（EC マルギル事件）ものがある。

②希望者へのライセンスを有効に機能させるための措置

- i 希望者に技術者の派遣、必要な原材料の販売（米国コダック I 事件）
- ii 違法行為がなくなり、自由に販売することを取引先に通知させたり（米国コダック II 事件）、取引先からの契約解除（又は変更）の申出を受け入れること（米国ベッサー社事件）がある。

③情報の開示

米国の独占化・独占化の企図（ECでは市場支配的地位の濫用）に係る事件ではしばしばこうした措置がとられており、例えば、説明書の開示（米国コダック II 事件）、インターフェイス情報（米国（1998年）事件）、プロトコール（ECMS 事件）の開示が命じられている。

④競争者の株式所有等財産の処分、企業分割等構造的措置

水平的制限に係る事件では、競争者の株式所有がとられている（米国ナショナルリード事件、ベッサー社事件）。

しかし、独占化・独占化の企図に係る事件においては、MS(1998年)事件において地裁がMS社に対しOS事業部門とAO事業分割とを命じたものの、控訴審では、両者を分離する理由が不明確であること、違法判断に大きな変更があったこと等を理由として、上記地裁の分割命令は取り消されている。

⑤判決・決定の遵守状況を監視するための措置

判決、決定等の救済措置の履行状況を監視するため、独立した組織体を設置

し、調査、報告をすることを命じたり（米国 MS（1998 年）事件、ECMS 事件）や、政府が帳簿等を閲覧することを命じる（ECMS 事件）措置がとられている。

⑥制裁金の賦課

違反行為者に対し行政上の金銭を支払わせる制度は、米国にはなく、EC 競争法に備わっている。

EC の違反事件では、いずれも制裁金が課されている。

イ 他方で、米国反トラスト法、EC 競争法の執行手続において規定されている救済措置でありながら、知的財産権関連の事件においてとられていないものとしては次のものがある。

（ア）刑事罰（米国）

シャーマン法 1 条、2 条違反は刑事上の重罪とされているが、刑事訴追される事案は、行為者が悪意で違法性が強い行為に限られ、実際に刑事罰が科されるようになったのは、1970 年代中ごろ以降、主として価格カルテルや談合についてである（34）。

この意味で、知的財産権関連のシャーマン法違反事件で、刑事罰が科されていないのはその運用の範囲内であるといえよう。

（イ）損害賠償請求

①米国では、反トラスト法違反により営業上・財産上の損害を受けた者は、クレイトン法 4 条に基づき、違反者に対し、受けた損害の損害額と適正な弁護士費用を含む訴訟費用を求めて損害賠償請求訴訟を提起することができ、米国反トラスト法の執行面の特色の一つでもある。この損害賠償請求訴訟においては、損害、損害額の立証は緩やかであり、因果関係は事実上問題とならないとされ（35）、このため、反トラスト法違反を原因とする多くの損害賠償が認められている。

しかしながら、知的財産権関連の反トラスト法違反事件において、損害賠償請求が認められた事例は、前記例の中ではゼニスラジオ事件のみである。これは、被害を受けた者、例えばライセンシーの得ばかりし利益を算出することが不可能ではないにしてもそれほど容易ではないことによるとされている（36）。

②EC では、前記のとおり、競争法違反に対する損害賠償請求訴訟は加盟国法の手続により、加盟国裁判所が審理する。その際の問題点として、例えば不法行為の成立要件は加盟国により多様であり、さらに故意過失、相当因果関係の要件を満たすための立証のむつかしさ等もあり、エンフォースメントを補完する役割としての民事訴訟は未発達であると評されている（37）（38）。

（ウ）特許権等知的財産権の分割、取消し又は放棄

これは、前記構造的措置に属する問題であるが、知的財産権も財産上の権利の

一つであり、その分割、取消し又は放棄を命じることも競争法の手続上は可能とは思われるものの、現在まで、知的財産権関連の競争法違反事件において、米国、ECともこれら措置が命じられた事例はない。

企業結合事案においてこうした措置がとられた事例は珍しくはないことから、違反事件においては、競争が回復し得るとして、強制実施許諾がその代替をしているとの考えによるのかもしれない。

- 注 (33) 前掲 (7) 村上政博「特許・ライセンスの日米比較 [第 2 版]」P95~P96
(34) 前掲 (7) 村上政博「特許・ライセンスの日米比較 [第 2 版]」P95~P96
(35) 村上政博「独占禁止法の日米比較[下]」P102~P108 弘文堂 (平成 4 年 2 月)
(36) 前掲 (7) 村上政博「特許・ライセンスの日米比較 [第 2 版]」P171~P174
(37) 前掲 (8) 「EC 競争法 (EU 競争法)」P53~P55
(38) EC 競争法違反を理由として、加盟国裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した事例として、クレハン事件 (Case C-453/99 *Courage v. Crehan*[2001]ECR I-6297)、吉川精一「EC 競争法違反を理由とする英国での損害賠償訴訟」国際商事法務 Vol.35, No. 1 (2007)P13 がある。

5 各救済措置に関する考え方

(1) 強制実施許諾

ア 米国での考え方

(ア) 知的財産権関連の違反事件における救済措置の中でもっとも論議があるのが強制実施許諾である。強制実施許諾とはもともと特許権者による技術開発を抑えてでも、国家の安全保障や公衆衛生等の公共の利益を確保するために、当初は外国の特許権者に対して国内法により設けられたものである。

このため、一般的な強制実施許諾と反トラスト法上の強制実施許諾とはその原則を異にするものであり (39)、競争の回復のための措置として、①構造的措置 (企業の部門、工場・設備、販売システムの分離分別) よりも市場の競争を回復するために効果的、効率的である場合、又は②競争者をライセンシーとして競争させることにより、市場の競争を回復させ得ると考えられる場合 (不可欠施設の理論に類似する) とがある。

この強制実施許諾には、ロイヤルティを無料にして実施すべきとするものと、ロイヤルティの率を「合理的」なものにして実施すべきとするものがある。過去、無料にして実施させる事例があったものの (40)、上記ハートフォードエンパイア事件以降、裁判所は、「合理的」な率のロイヤルティをベースとした強制実施許諾を命じることを基本としている。

ロイヤルティを無料にして強制実施許諾を命じることにつき、メカニズムとして機能するか否か、また事実上特許権を無効にすることではないかということにつき裁判所が懸念したためである(41)。

他方で、ロイヤルティの「合理的」な率を決定するために、裁判所は独立した組織体にて検討させる事例がある(前掲ベッサー社事件)があるものの、未だ、信頼される「合理的」な率を決定するメカニズムを達成するには至っていないといわれている(42)。

さらに、強制実施許諾には、対象期間、対象特許をどの程度限定すべきかの問題があるが、判例は、前記ハートフォードエンパイア事件では違反對象機械の特許に限定しつつ、将来特許にも及ぶとし、前記ナショナルリード事件では今後5年以内に獲得する将来特許とした。

(イ) 米国裁判所は前記のとおり、多くの事件で強制実施許諾の措置を命じているものの、基本的には、知的財産権は他の形態の有形、無形財産であり、知的財産権を所有していることが、反トラスト法上の市場力を有するとの推定を否定し、最も強い例外的な事情を除き、すなわち、ビジネスにより、独占力を他の市場に広げない限り、取引自由の原則の下で、個々の事業者に取引を強いる(ライセンスさせる)ことに疑問を呈し、強制実施許諾の弊害に懸念を有しているとされる(43)。

強制実施許諾については、そもそも、それにより競争が回復し、技術革新が促進されるかの論議のほか、以下の指摘がなされている。

- ① 裁判所、司法当局は強制実施許諾の際の適切な条件、期間を設定することに十分備えていない(44)。
- ② 技術移転は特許のライセンスのみによってではなく、関連ノウハウの移転も必要であり、裁判所が関連ノウハウの移転を命じることは困難である(45)。
- ③ 無条件、一方的強制実施許諾を命じると、企業は特許を登録するよりも、トレードシークレットに依存する戦略をとる(46)。
- ④ 裁判所は特許侵害訴訟で許諾料率をセットしていることと同じことを行えばよいし、当事者を交渉の場につかせることができる(47)。
- ⑤ 当該知的財産権が正しく画定されるならば、任意のライセンスのための市場が生じ、裁判所は技術の市場価格を査定し得る(48)。

ウ 実証分析

強制実施許諾が実施された場合、それが当該産業、企業の技術革新を促進したか否かについての実証分析はほとんどなく、わずかに、強制実施許諾の結果としてライセンシー、ライセンサーの行動を分析した Scherer のものがある(49)。

これによると、

- ① 1954～56 年の間で強制実施許諾を命じられた特許権者は全特許権者に比べ特

許活動を減少させたことから、強制実施許諾は当該企業の研究開発活動のインセンティブを損ねたのではないか

- ②しかし、1975年については、強制実施許諾が企業の研究開発活動の支出に悪影響を与えた証拠はなく、1940年代～70年代を通して、市場構造では統計的に有意な結果を示していないとする。

- 注 (39) GE 事件 (United States v. General Electric Co., 115 F. Supp.835,843(D.N.J.1953) では裁判所は競争回復を公共の利益 (特許を公共に供すべき) とした。
- (40)前掲(39)GE 事件、AT&T 事件 (United States v. AT&T,552 F.Supp.131,136 (D.D.C.1982))、メリーランド事件 (Maryland v. U.S.,460 U.S.1001(1983))
- (41) 前掲 (15) ハートフォードエンパイア事件、United States v. Vehicular Parking, Ltd.,54 F.Supp.828,841(D.Del),modified,56 F.Supp.297(1944)
- (42)Marcus A. Hollabaugh & Robert L. Wright, Staff Report “Compulsory Patent Licensing Under Antitrust Judgement” 86th Cong. 2d Sess.22-52(1960)
- (43) Verizon Communications Inc v. Law Offices of Curis V. Trinko, LLP, 540 U.S.398,124 S.Ct.872(2004)
- (44) Carl Shapiro, The DOJ/FTC Hearings(May 1) at Competition and Intellectual Property Law and Policy in the Knowledge based Economy, February 6-November 6, 2002
- (45) Ashish Arora, The DOJ/FTC Hearings(May 1)
- (46) Christopher J.Springman, The DOJ/FTC Hearings(May 1)
- (47) Jonathan Gleklen, The DOJ/FTC Hearings(May 1)
- (48)Ashish Arora, “Refusal to License; A Transaction Approach”
(<http://www.ftc.gov/opp/intellect/020501arora.pdf>.)
- (49)F.M. Scherer “The Economic Effects of Compulsory Patent Licensing” P43-50(1977)
- イ EC の考え方
- (ア) ①EC 裁判所は、前記マギル事件において、支配的事業者によるライセンス拒絶は例外的な状況においてのみ「濫用」に該当するとし、知的財産権が支配的地位の源泉であり、それが競争者にとって「絶対に必要である」(50) 場合には、当該事業者は、「支配的事業者」と見做し、この「例外的な状況」とは、i ライセンス拒絶により潜在的需要のある新商品の登場が妨げられ、ii ライセンス拒絶が客観的に正当化されず、iii ライセンス拒絶により二次市場での競争が完全に排除される場合であるとした。その後の、IMS 事件 (51) において、EC 裁判所はマギル事件判決を踏襲し、とりわけ新商品の登場の阻害

については、ライセンス拒絶が二次市場の発展を妨げ、消費者の不利益となる
ときであるとした。

このことは、救済措置の一つである強制実施許諾を命じることができるの
は、上記マギル事件における3つの条件に合致する場合であるといえよう。

②その上で、強制実施許諾を命ずるに当たっては、当該知的財産権所有者の技
術革新を促進するインセンティブに対する考えられ得るネガティブな面と、
産業全体の技術革新の向上という積極的な面とを比較衡量するバランステ
ストの下で導入を決定すべきとし、強制実施許諾は産業全体の競争を促進する
面があるとする（MS事件におけるEC委員会決定）。すなわち、米国裁判所
に比べ、強制実施許諾を積極的に評価しているといえよう。

(イ) これに対して、強制実施許諾が例えMSの技術革新に対するインセンティブを
損ねたとしても産業全体の技術革新に積極的なインパクトを与えるという実証分
析を欠いたものであること、強制実施許諾が競争を回復させるという前提が成り
立ち得るのかという証拠が提出されていないとの批判がある(52)。

注(50) EC委員会は「絶対に必要な」(indispensable)という語を用いるが(IMS v.
Commission, 2002 O.J.(L59)18)、「不可欠施設」(essential facility)理論と同趣旨と
考えられる。

(51) EC委員会暫定措置決定は、Commission Decision No.2001/165/EC, O.J.L
59/18(2002)(NDC Health/IMS Health)。EC裁判所判決は、IMS Health, Inc. v
Commission, Case T-184/01 R II [2001] ECR II -3193, NDC Health Corp., v IMS
Health, Inc, Case C-481/01 P(R)[2002] ECR I -3401。EC委員会決定、EC裁判所判
決紹介として、佐藤佳邦「IMS Health事件欧州司法裁判所判決」公正取引658号
(P60)(2005.8)、今野裕之「知的財産権のライセンス拒絶と支配的地位の濫用」国際商
事法務Vol.34, No.3(2006)(P380)

(52) Makan Delrahim “Forcing Firms to Share the Sandbox: Compulsory Licensing of
Intellectual Property Rights and Antitrust”, paper presented at the British of
International and Comparative Law, London, England(may 10, 2004). Richard
Gilbert & Carl Shapiro; “An Economic Analysis of Unilateral Refusals to License
Intellectual Property, 93 Proc, Nat’l Academy of Sciences 12749(nov.1996)”

(2) その他の救済措置

ア 構造的措置

(ア) 競争を回復するために作為命令の一つとして違反行為者の資産を競争者に売却
させたり、企業を複数の部門に分割させる構造的救済措置がある。ただ、米国の

反トラスト法においても、構造的救済措置がとられることはまれであり (53)、裁判所は長らく構造的救済措置の競争回復効果について疑問視したといえよう。

構造的救済措置は、行為的救済措置が有効に機能せず、企業構造又は産業構造を原因として、反トラスト法行為が継続し、繰り返されるおそれがあるときにとられるものである。

前記米国 MS (1998 年) 事件において、MS の OS 事業部門と AO 事業部門とを独立した 2 つの企業に分離させる構造的救済措置を命じた地裁判決に対し、控訴裁判所は、反トラスト法上の構造的救済措置は、①市場を、競争制限行為から足かせをはずし、②違反行為を終結させ、③被告に違法行為の実を受け取らせず、④将来、独占化行為をもたらす行為を残さないようにすることであり、本件において、地裁の構造的救済措置が、①どのように反競争的行為から足かせをはずした市場を達成できるのか、②どのように違法行為を終結させるのか、③将来において、どのように独占化をもたらすような行為が残らないことを保証するのか、④分割することなしに独占化を終結させ、他に代り得る措置がないのかが明らかではなく慎重に考慮すべきとし、地裁の救済措置を取り消した。

(イ) 知的財産権関連事件においては、構造的救済措置の一つとして、当該知的財産権そのものの分割という措置も考えられようが、これは前記強制実施許諾と同じものと考えられる (過去こうした事例はない)。

また、この場合も知的財産権の内容、すなわち特許権、著作権、トレードシークレット、ノウハウ等によりその内容と効果は異なるだろう。

イ 情報の開示

最近の知的財産権関連の競争法違反事件における救済措置の一つとして、情報の開示を命ずる事例が目立っている。米国の、コダック I 事件同意判決での希望者に対する現像処理についての説明書・現像方法についての開示、MS(1995 年)事件同意判決での競合 OS 事業者、PC メーカーに対する秘密情報の制限の禁止、MS(1998 年)事件同意判決での競争事業者、PC メーカーに対するアプリケーション・プログラミング・インターフェイスについての開示、EC では、MS 事件 EC 委員会決定での、ワークサーバーグループ (競争事業者) に対するインターフェイス情報の開示等である。

競争事業者に対する情報開示は、知的財産権関連の事件においては他の救済措置 (例えば、強制実施許諾や構造的救済措置) よりも有効ではないかとも考えられるが、

ただ、問題点としては、

- ①情報開示と強制実施許諾との差異はどこにあるのか、
- ②開示すべき情報の範囲を特定化できるのか

③MS 事件での EC 委員会が設置を命じた監視受託者のように適切な運営できる監視システムを構築できるか
等がある。

ウ 損害賠償請求

競争法をより効果的に運用するために、競争法違反事件に対する救済措置の一つとして、米国、EC そして日本において民事手続（損害賠償請求、私法上の効力）を活用する流れがある。

しかしながら、知的財産関連の競争法違反事件において、損害賠償請求訴訟が認められたケースはほとんどない。これについては前記のとおり、損害額（得ばかりし利益）の算定が困難であることが挙げられている⁽⁵⁴⁾。しかし、特許侵害訴訟では損害を確定しているのであるからこうした理由から損害賠償請求が少ないということは必ずしも説得力を有するものではないとも考えられる（EC においては、EC 条約と加盟国の民事手続や加盟国裁判所との関係が必ずしも明確でないことがあげられる）。

エ 制裁金

EC の制裁金制度は特定事件における現在の違法行為を止めさせるものではないものの、将来に違法行為を抑止する機能を有しており、とりわけ、履行強制金は（EC 委員会の）決定に従わない場合に（この場合、違法行為が継続している）課されるものであり、現在の違法行為を止めさせる機能を有するものと考えられる。

知的財産関連の EC 競争法違反事件で課徴金を課されたものは、前記ヒルテイ事件（制裁金 600 万 ECU）、同 MS 事件（制裁金 4 億 9700 万ユーロ、履行強制金 8 億 9900 万ユーロ）である。

MS 事件は、知的財産権に基づき、各国、また世界における市場において 80～90%のシェアを占めるに至った、圧倒的地位を有することとなった事業者の行為であり、過去、米国、EC の競争法が取り扱った事例の中でもきわめて特異かつ唯一の事例といえ、こうした事案では、EC の履行強制金は、競争回復のための救済措置の中でも、有効なものかもしれない。

注 (53) Standard Oil Co. v. United States, 221 U.S.1(1911). Utah Pub. Ser. Comm. v. El Paso Nat. Gas Co., 395 U.S. 464(1969). United States v. United Fruit Co., 1958 Trade Cas. [68941 at 73799(D.La.)]. California v. American Stores, 495 U.S. 271(1990)

(54) 前掲 (7) 村上政博「特許・ライセンスの日米比較 [第 2 版]」P171~P174

まとめ

(1) 本稿は、「知的財産権が関連する独占禁止法違反事件における救済措置 (remedy) のあり方研究」の一環として、米国、EC における知的財産権関連の独占禁止法違反事件での救済措置 (remedy) の現状と課題を明らかにしたものである。

(2) まず、救済措置 (remedy) にどこまでの措置を含めるか、刑事罰 (米国)、損害賠償、行政上の制裁金 (EC) は、救済措置に含まれるかにつき様々な考えがあり得る。ただ、たとえば「制裁」の性格を有するという理由だけからこの範囲に含めないとするのは余りにも限定的ではないだろうか。そもそも「制裁」とは何か、民事上の損害賠償制度は制裁とは一義的には性格をことにするものであるとしても、しかし損害賠償制度が違法行為を抑止するという機能をまったく有していないとするのは適当ではないのではないかと思われる。

この意味で、救済措置 (remedy) を、競争を回復することを目的とする措置と広くとらえる方が適当ではなかろうか。

(3) 次いで、救済措置の一つであり、論議が多い強制実施許諾につき、米国、EC 間では必ずしも意見が一致しているわけではないようにも見える。すなわち、強制実施許諾につき、米国ではむしろネガティブに、EC では積極的にこれを評価しているとされている。しかし、実際には両者の隔たりは意外と小さいのではないだろうか。米国において本措置に積極的ではないとされていても、知的財産権関連の反トラスト法違反事件の多くで裁判所は強制実施許諾を命じているし、他方、EC では本措置に積極的であるとされているも、本措置を命ずる場合の条件は相当に厳しいものだからである。

また、現代のコンピューター技術の基盤である OS を知的財産権により唯一保持し、それから波及し、枝分かれし、発展する各種通信、電子技術に多大な影響をもたらすマイクロソフト社のような存在は、近い将来出現しないのではないかと、そうしたきわめてレアな事例では、違反 (とされる) 行為を止めるまで課す EC の履行強制金のような制度は、自主的に違反 (とされる) 行為を止めさせるのに効果的なものかもしれない。

さらに、救済措置の一つとして「情報の開示」がある。どこまでの情報を開示させるか、開示させる情報を特定化できるのか、そしてそれを誰がどのように保証するのかといった問題はあるものの、この「情報の開示」は、知的財産権関連の独占禁止法違反事件に対する救済措置として有効かもしれない。

そのほか、本稿では触れられなかったものとして、取引の相手方との再交渉を命じたり、競争者が競争上有効な立場に立てるよう貢献する広告、マーケティングの措置を命ずることも救済措置として考えられよう。

(4) いずれにしても、知的財産権が関わる競争法違反事件に対する有効な救済措置は、決して単一ではなくいくつかの措置を組み合わせることが必要であろうし、そのため

には各措置の効果と予測とを可能な限り明らかにする必要がある。

※ 本稿は科学研究費補助金基盤研究（C）「知的財産権関連の独占禁止法違反事案に対する救済措置のあり方」（平成 20 年～23 年）プロジェクトの成果の一部である。